

平成24年3月14日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年3月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	9番 中山五雄	1. 請願書の件について 2. 市町村合併について 3. 役場内の組織について

日程第2 議案審議

議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例

追加日程第1 議案第1号の撤回請求の件

日程第3 議案第2号 上峰町暴力団排除条例

日程第4 議案第3号 上峰町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 上峰町福祉資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第10号 上峰町税条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第11号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第12号 上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止する条例

日程第13 議案第13号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第14号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第15号 上峰町固定資産評価員の選任同意について

日程第16 議案第16号 町道路線の認定について

日程第17 議案第22号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計予算

- 日程第18 議案第23号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19 議案第24号 平成24年度上峰町土地取得特別会計予算
日程第20 議案第25号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計予算
日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、一般質問を行います。

通告順のとおり、9番中山五雄議員お願いいたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。昨年の3.11の東日本大震災から1年を越しました。犠牲者の数が1万5,854人で、いまだに行方不明の方が3,155人もおられるということですが、一日も早い発見をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

さて、通告書に従いまして3点ほど質問いたします。

まず、1点目に請願書の件について、過去5年間の採択になった分の進捗状況の説明をお願いしたい。

2点目に、市町村合併について。

合併についての進捗状況はと通告をしておりましたが、3名の同僚議員が質問されたので、重複するかもしれませんが、少し違う角度から質問をしていきたいと思っております。

財政が健全化にならないと合併の話を進めることができないと、昨日町長が答弁をされましたが、その時期はいつごろになるものか、お尋ねをしていきたい。

3点目に、役場内の組織について。

今回、課の設置条例改正で農業委員会事務局を分け課長を置くことは、昨年の課の統廃合のねらいからは逸脱するのではないかと、私はそう思いますが、これは町長の答弁をお願いしたい。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に請願書の件について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。9番中山五雄議員の質問事項、請願書の件について、過去5年間の採択になった分の進捗状況はということで、私のほうからは唐津競艇場外舟券発売場ポートピアみやき建設に関する請願についての、その間の経緯と現在の状況ということをお伝えさせていただきます。

平成21年12月定例会において付託された本件について、これまで町として執行部を窓口として、ウェルビジョン九州には主に2点の点でお願いをした経緯がございます。

まず1点目、説明会の要望でございますが、21年7月15日に場外舟券売り場ミニポートピアみやきに関する記事が出されまして、その後、地区の町民の皆さんの集まりに参加させていただいた経緯がございます。

21年8月の区長会において、これは地区の問題じゃなく町全体として取り組んでいただきたいという各区長さんの意見を受けまして、私が窓口となり対応してほしいという要請を受けまして、みやき町に説明に参ったところでございました。

みやき町も施行者じゃないということで、ウェルビジョン九州さんのほうに行きまして、説明会の要望も行いました。建設にかかわる説明会は、既にみやき町西寒水地区にてされており、当施設設置等の許可の取り扱いについては、当場外発売所の所在する自治会の同意、市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していない以上開催する必要性はないという通達があるということで言われまして、その通達も確認をいたしております。

2番目、周辺の安全環境対策でございますが、隣接の自治会の不安の解消の意味でも、渋滞解消のための取り組みについて、口頭でガードマンの配置などの説明を受けました。

後日、前議長とともに平成21年8月31日に質問状を提出させていただきました。21年9月4日の区長会にて質問状の回答をいただき、区長様へ御説明を申し上げたところでございます。

また、これが今までの経緯でございますが、加えて平成22年4月1日に夜間時間帯の安全対策のために、進入路への外灯設置協力依頼をお願いしたところでございます。

この外灯につきましては、広告入りの外灯を希望されておりました経緯がございまして、現在は町のほうで外灯を検討し、設置したところでございます。

23年1月5日に周辺の安心向上のための協力依頼をお願いし、警備員による施設内外の巡回をお願いしております。

上峰町への説明の有無ということでございましたが、本町への説明については、公文書として保管しているものはございません。

以上がこの請願にかかわるこの間の対応ということでございます。

以上です。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから請願書の件につきまして、3件につきまして御回答をさせていただきます。

まず、平成19年荒廃無人建物の撤去に関する請願についてでございますが、昨年6月の時点で御報告しました際には、税務課におきまして公売を実施したところ、参加者がなくて不成立となっております。

その後、公売価格を見直し、再度公売を行ったところ参加者があり落札いたしましたので、その方に所有権移転手続をして、現況の危険箇所については早々に取り壊しをお願いし、現在、付近の環境を改善いたしております。

次に、同じく平成19年でございますが、郡境坊所線外記ため池西側の環境整備に関する請願についてでございます。

この件につきましては、地権者であります坊所一村会に御協力いただきまして、樹木の伐採を行い、見通しを確保し、また砂利散布をして歩行者が通行しやすいように施したところでございますが、舗装を行うまでの了解はいただけないところで推移をいたしております。

次に、平成22年大字堤地区への火災時等緊急サイレン設備の設置についての請願でございますが、請願の採択に伴いまして、庁舎屋上に設置しておりますサイレンのかさ上げ等につきまして検討しましたけれども、かさ上げしても効果が期待できないと、そういったことでもございましたので、平成23年1月にコミュニティー助成事業申請を行いました。しかし、ほかにも要望が多いために不採択となっております。

現在は、防災無線の整備を計画しておりますので、それによりまして対応していきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。

私のほうからは、まず平成19年度請願がありました六田川上流「幹線水路の泥土堆積防止と水利体系の見直し及び水量確保」につきまして進捗状況を御報告いたします。

当時、振興常任委員会の意見により、上流に数カ所の堰板を立て、土砂の堆積状況調査を行いました。

結果、何か緊急的に手だてを行うような必要性は見受けられませんでした。今後も状況を見ていきたいと思っております。

水利体系の見直しにつきましては、土地改良区の意見を聞いた中では、各水門の管理が地区で行っておるということで、これにつきましては、非常に難しいとの意見がっております。

続きまして、同じく平成19年度切通川堤防下水路整備に関する請願につきましては、県営土地改良総合整備事業にて整備済みでございます。

同じく19年度、中村、九丁分地区水路整備に関する請願につきましては、県が平成24年に行います佐賀平野のクリーク整備事業において整備を行うということにしておりますけれども、県との確認を行った中では、この水路につきましては水路断面がこの事業としては足りないということで、今のところ、この県営クリーク防災事業から外れておるところでございます。

今後は、別事業にて計画を行っていきたいと思っております。

続きまして、平成20年度、江迎幹線水路土流浚渫に関する請願につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業にて平成25年度事業予定でございます。

続きまして、平成21年度、三上地区内の道路整備に関する請願につきましては、平成24年度の予算の中に基本設計の委託費を計上しております。

同じく21年度、八枚地区駐車場整備につきましても、平成24年度予算の中に計上しております。

続きまして、平成22年度、排水路整備につきましては、圃場整備地区の未整備水路につきましては、先ほどお話をしました県が平成24年度に計画されております佐賀平野のクリーク整備事業にのせていきたいと思っております。

同じく平成22年度、前牟田地区学習等施設周辺及びその周辺等の改善につきましては、学習等の整備につきましては、すべて完了しております。

その前の周辺の道路ということで、施設前の道路の越水解消のかさ上げ工事につきましては、周辺住民より影響が大きいとの苦情も聞いております。

そういうことですので、今後は周辺住民の方々との協議を慎重にしていく必要があるかと思っております。

続きまして、平成23年度、坊所新村地区内水路整備に関する請願書につきましては、圃場整備地区の未整備水路につきまして、先ほど言いました県の佐賀平野クリーク整備事業にのせていきたいと思っております。

続きまして、同じく23年度です。坊所・三上地区道路整備につきましては、この交差点につきましても、平成24年度予算の中に基本設計の委託費を計上しておるところでございます。

振興課からは以上です。

○9番（中山五雄君）

ただいまの説明がありましたけれども、まだ全然手をつけてないところが数カ所ありました。

場外舟券発売所のボートピアあたりは、町長、これは一向に前に進んでないように私は感じます。外灯の件にしても、いろいろ環境面にしても、その辺は町長、もっと積極的に進めていかないと、住民の方たちの不安というのは全く取り除かれておりません。いまだにいろんな苦情があっております。ただ、あそこに車2台ほど農道にとめて生活をしていて、それ

はもうなくなりましたけれども、中原のところの公園あたりは、夜、町長も通られたかと思えますけれども、私は何回も言っていますけれども、あそこの中に女性の方が連れ込まれたら、わからないんです。だから、これから先、ぬくくなってきたら、暑くなってきたら、特にそういうことが起きるんじゃないかなと。

だから、要するに環境審議委員会か何か、みやき町でもつくっているわけでしょう。そこの中で発言をしていただきたい。申し出をしていただきたいと、そう思います。

それと、平成21年の三上地区の道路整備について、これはことし設計の段階ということで、どこまでの設計をされるのか、その辺をお尋ねしていきたいと思いますけど、これは三上地区は大きな地区でありながら、道路の整備がまだまだできていない。三上地区は人口増にも一番つながる地域じゃないかなと、そういう地域が東西南北、外周道路だけしか通れない、「のらんかい」バスも通っていない、その辺を設計をして、いつごろかかってやられるものか、その辺の答弁をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

まず、1点目のポートピアみやきのみやき町側の外灯設置への要望につきまして、お答え申し上げます。

これも町長さんにお会いすることを通じてしっかり伝えてまいり、また報告を議員にもさせてあげたいと思います。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、平成21年度の三上地区内道路整備に関する請願ということで、御答弁申し上げます。

この請願の内容につきましては、三上の町道下津毛三田川線ですね、それから、北部のほうの道路の整備、道路及び排水路の整備ということで請願が参っております。

御存じのとおり、縦に南北の町道がございまして、その延長としては約500メートル、それと、あと2本の東西の道路を合わせますと約1キロ以上の道路整備、排水路整備になるかと思えます。そういう中で、事業量としては1,000メートルを超える道路ということで、非常に事業費もかかるかと思っております。

そういう中で、今回まず基本設計をしていききたいと。内容につきましては、まずは先ほどの三上の南北の道路を主体として、東西に走る道路の規格、要するに幅員ですね、幅員をどうするか、それと、そこにつける排水路の大きさをどうするか、そういうふうな内容の設計になるかと思えます。

また、今回の基本設計におきましては、この三上地区の道路、排水路整備をするに当たっての全体的な概算の事業費、これまで計上するというところで計画しております。

そういう中で、全体的な事業費がわかることで、今後はその事業費にのったところの――

もちろんこの延長的な事業量ですので、単独費については非常に困難だと思いますので、今後は何らかの補助、もちろん防衛庁の避難道路を含めたところの——それで避難道路の対象にならない場合については、国交省の社会資本費の補助等を加味するために、事業費、事業量の今回基本設計ということで考えております。

今後は、その事業費、事業量を見詰めたところで、何らかの形で補助事業にのせて継続的にしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

ここは、先ほども言いましたとおり人口増になれば税収もふえてくるということで、どうしてもお願いをしたいと、三上地区の中、私は区長さんと地域の人と一緒に2週間ぐらい前ですかね、回ったんです。そしたら、セットバックされている世帯が何カ所もありました。何年もそのまま着工されておられません。セットバックされた、させられた方たちは、行政は何をやっているんだって、そう言われていると思いますよ。

本当言って、前向きに考えますとかなんとかっていても、これは、行政はしないことじゃないかなということで、皆さん昨日からいろいろと言われておりますが、地権者にとれば——それと区長さんから私は話を聞いたところ、全員じゃありませんけれども、ほとんどの方から同意書はもらっていると、そこまで区長さんと地域の人たちが協力をしてやってもらっていると、こんな地域は余りないと思うんですよ。

だから、これは地域の皆さん、そして区長さんたちの要望にこたえるのが行政じゃないかなと、「のらんかい」バスも、これは平等性を持って運行してもらいたい。お年寄りの方たちが三上地区の中にはいっぱいおられます。外周道路しか通りません。その場合に歩いていかなくちゃいけない。子供とか家族たちがいるときはいいんですけども、いなかったら1人で歩いてはいけなと、そういうふうな一番住宅地に適した場所が不便では、上峰町は伸びないんじゃないかなと、その辺、ことし設計の段階、それと、もしあれならば、単独ではできない、補助事業を何とか考えるて、何年先になりますか。ことし、つばつけでも、たとえば10メートルでもいい、20メートルでも、今家とかなんとかができてない、だから、障害物がないときに今用地の買収をしないと、何倍も高くなるんじゃないんですか。その辺、どのように対応されるのか、もう一度お願いします。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの中山議員おっしゃるとおりでございます。

セットバックにつきましては、建築基準法上ということで、4メートル未満の道路につきましてはセンターから2メートルのところセットバックするというので、実際セットバ

ックされている方も何名かおられます。

それと、請願のときの同意の関係なんですけれども、今おっしゃられたとおり、ほとんどの方からの同意もいただいております。また、この道路につきましては、古賀様については、その南北の道とヤクルトハウジングからの道の交差点付近に古賀様の土地があったんですけれども、今現在もありますけれども、そこにつきましては、今のところ5メートルを確保する用地をいただいております。

そういう中で、先ほども言いましたとおり、まずもっては事業費の把握と、まず事業費の把握をして、それをもとにどの事業ですか急ぎ検討して、手だてを考えていきたいと思っております。

ただ、補助事業にのせますので、その何十メートル、何十メートルというような事業のやり方にはならないかと思えます。まずは、補助事業にのせたところで、短時間でできるような方法を考えていきたいと思えます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

つばつけができないと、やるならば一気にというような答弁だったと思えますけれども、1,000メートルもあるのに一気にできますか。できないと思うんですよ。だから、例えば5年なら5年間の計画を立てて、5年間で全部やりますとか、そういう計画だったら私もわかりますけれども、補助事業をもらって一遍でやるちゅうことはなかなかできることじゃないんじゃないかなと、今の日本の台所を見れば、こっちにそんだけの金が回ってくるかなと、そう思います。

それと、もう1つ。

セットバックをされているところは、行政はお金を払っておられますか。

それと「のらんかい」バス、これも年間15,000千円から17,700千円ですか、委託料を払っております。

こういうのは、平等性に使うためにも、その外周道路だけしか通らないというようなこと、それを平等性を保つためには、まず道路をつくらなくちゃいけないんじゃないですか。

先ほど江崎課長からの答弁ですけれども、一括でやるというのは間違いなくやれますか。その辺をお尋ねします。

○振興課長（江崎文男君）

まずはセットバックの件なんですけれども、このセットバックされた分の用地については、町としては買収はしておりません。まだ、個人さんの名義のままでございます。

それと、補助事業にのせて、この請願にあります3本の道路があるんですけれども、この3本の道路につきまして、振興課といたしましては、まず事業で着手するのは南北の道、まずは南北の道を事業にのせてやっていきたいと思っております。

そういう中で、あと2本東西にあるんですけども、1つはヤクルトハウジングの前の道路です。これにつきましては、ヤクルトハウジングのところあたりについては、4メートルぐらいの道路確保ができておりますけれども、あと1本の三上の南のほうにあります今のところ町道になっていません道路がございます。これにつきましては、まずは町道認定をしてもらう必要があるかと思えます。それにおいては、町道認定になる条件ですね、それが整備されているのかということになりますけれども、そこについては、今の現状を見ますと、町道じゃなくて農道的な役割をまだされている道路なもので、なかなかその町道認定にするための条件整備というのをどうするのか、それがちょっと疑問になってきます。

まずもって、補助事業につきましては、町道認定をした中での補助事業になってきますので、先ほどから言いましたとおり、この請願の3本の路線につきましては、まずもっては南北の道路、これはまず第1番目に事業にのせて、早急に考えていかねばならないかと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

セットバックされているところ、買収はしていないということですが、セットバックをさせられた地権者の方たちのことを思えば、早急にそれは対応をするべきだと、その辺の答弁を最後にお願したい。

それと、南北の道路を先にやるということですが、これはいつごろから大体なるものか。大体の予定でも結構ですから、お願したい。

これは、この三上地区というのは、本当に上峰町の人口増につながる一番の場所で、税収にもつながってくるし、上峰町の役に立つんじゃないかなと、道路をつくれればですね、だから、その辺をぜひお願をして、さっきの質問の答弁をしていただき、この項は終わりたいと思えます。

○振興課長（江崎文男君）

まず、セットバックされた分の用地につきましては、基本的には、先ほど言いましたとおり4メートル未満の道路について、センターからの2メートルのセットバックと、これはあくまでも都市計画内のすべての道路を4メートル以上にしていくというのが、ひとつ目的でございます。ただ、この三上地区につきましては、私たちの考え方としては4メートルの幅員では足りないと考えております。

そういう中で、今現在セットバックされたところ、50センチされているのか1メートルされているのか、個々いろいろあるかと思えますけれども、それをうちが用地買収しても、また次こういうふうな事業をするときには、その計画道路、5メートルになるのか、6メートルになるのかわかりませんが、また土地をお願せんばいかんごとになるかと思えます。

そういう中で、この三上につきましては、先ほども言いましたとおり、まず計画をきちっ

とした中で、そういう方々についても、何回ともなくそういうふうな御相談をするんじゃないかと、最終的にきちっとした中での計画をあらわして、用地買収という形になっていくかと思えます。

それと、先ほどの南北の道路あたりになりますけれども、これにつきましては、まず議員おっしゃるとおり、用地から始まるような形になるかと思えます。

そういう中で、多分南北の道路に至っても、やっぱり4年から5年ぐらいの計画が必要になるかと思えます。それもまた事業費がどのくらいあるのか、それによって変わってくるかと思えますので、まずもっては、その事業費の算出をしたいと、それで、いつからということにつきましては、この議会で私がちょっと答弁までなかなか難しいところもありますので、いつからするという点については、差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

最後と言っておりましたけれども、もう一回だけ。

課長のほうからは、いつからということはなかなか言えないということで、確かにそうかもしれないけれども、大体いつごろから着工できるもんか、そしたら町長のほうに答弁をお願いしたい。

それと江崎課長、先ほど4メートル以上と、今4メートル買収をして、あと6メートル、7メートル道路になった場合は、また行かなくちゃいけないと——聞いていますか。ということで、なった場合にまた行かなくちゃいけないことを言われましたけど、地権者は何も連絡もないならば、いつまで待たなくちゃいけないかなと思われると思うんですよ。だから、地権者の人のところにわざわざ行けないならば、三上地区の区長さん、いろんなところを回っておられます。そういう区長さんたちを通じてでも連絡をして、大体何年先ごろになると思えます、それまで辛抱してくださいなら辛抱してくださいというような連絡をとるべきだと思うんです。

だからその辺、役場は今一番少ない最低限の職員でやっていると言われても、住民サービスにこれ一番欠けていることじゃないですか。悪く言えば怠慢じゃないですか。

その辺、もう一度答弁をしていただき、終わりたいと思えます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の御質疑にお答えを申し上げます。

この三上地区の今回平成24年に計上しています設計等で、24年度中に設計後、事業費がわかるものというふうに理解をしております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

江崎課長、いかがですか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどからのセットバックの関係なんですけれども、このセットバックにつきましては、あくまでも2通りあるかと思えます。

1つは、建築基準法にのっとり先ほどの4メートル未満の道路のセンターから2メートルというセットバック、それと、この地区に町としては何々事業がありますので、要するにこの道路については将来的に7メートルになりますという計画があつてのセットバックの2通りあるかと思えます。

この三上地区につきましては、今現在、請願としては上がっているんですけれども、事業として、ここの道路を何メートルにするという計画はございません。

そういう中で、今現在セットバックされているのは、建築基準法にのっとつてのセットバックになりますので、それについては個人さんたちも理解された中で家を建てておられると思っています。

ただ、今後はこのような形で、もう計画が動きますと、議員おっしゃるとおりセットバックされた方については、いち早くお知らせをして御協力を願いたいと思っています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

市町村合併について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山五雄議員の市町村合併についての質疑にお答えを申し上げさせていただきたいと思えます。

現在、市町村合併の合併の意義というものは、これまでも従来から申し上げてまいったところでありまして、合併の推進の立場で、今後いろんなところでの勉強会が行われるということで、合併の特例債の期限が切れた状況でありますけれども、腰を据えて取り組むということをお願いしてまいりましたが、その意味では勉強会によって合併のビジョン、メリット、デメリット、はっきりさせて、合併を果たすことでの町におけるビジョンというものを掲げていきたいというふうに考えております。

進捗ということではございませんが、これまでは財政状況が芳しくないという中で、現在も小康を保つ状態でございますが、この財政状況の改善を見ることと並行して、こちらから枠組みを決めて呼びかけるということは行ってまいりませんでした。財政状況を理由として、吸収合併になるおそれが強かったからだと理解していただきたいと思えます。

この健全化を果たす中で、各団体からの呼びかけで勉強会を通じ、私どもの将来の財政の明るい状況も示しながら交渉に臨むことが、このエリアの最大の発展になるというふうに思

っておりますので、今後ともそういう姿勢で努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

これは、3名の議員が合併については質問をされておりますから、もう余り聞くことはありませんけれども、きのうも言われていたんですけれども、佐賀県東部地域合併協議会設立準備会が18日に鳥栖商工会議所で総会を民間により合併運動をスタートさせられたということになっておりますが、これは、町長は全く上峰町民の皆さんからのアンケートをとっておられません、ここで町民の皆さんの声を聞くわけにはいきませんから、私が個人的に聞いた分について。

上峰町の町長はどんなふうにご考えとつですかということをお聞かせください。

そこで、きょうお尋ねします。

町長として、東との合併、西との合併、それとも合併しないのか。その辺の答弁をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質疑にお答えを申し上げます。

合併については、従来から市町村合併の意義というものを申し上げてまいりました。公約にも合併の進展、強化というふうにご申し上げてまいりましたし、そのことは変わるごことなく思っております。

合併の枠組みについては、ただそのときからずっと申し上げていますが、町民の皆様に枠組みやアンケート等を通じてお伺いする中で進めることが一番機運を高める方法だと思っておりますし、その対話の調整と申し上げてきてはおりますけれども、御意見をちょうだいすることが大切だというふうな意義においても、そうしてきたいというふうにご考えていたところではあります。

合併の規模については、従来から申し上げておりますように、最適規模は15万人ぐらいだというふうにご言われておりますし、広域行政、今も鳥栖・三養基地区消防事務組合、広域市町村圏組合、また、鳥栖・三養基西部環境施設組合等の3組合、葬祭、じんかい、さまざまところで広域行政は進めておりますが、こうしたことを超える合併のメリットというものを、今後勉強会を通じて考えていければというふうにご思っておるところであります。

○9番（中山五雄君）

合併問題は、これが最後の質問となるかと思っておりますけれども、町長、上峰町の町民の皆さんに一番プラスになる合併をやっていただきたい。いろんなところからいろんなことを言われても、あなたが今トップですから、上峰町の町民の皆さんたちの一番プラスになるような形で合併を望んでいただきたいと、そのためには、町民の皆さんたちの本当の心からの意見を聞くべきじゃないかなと、そう思っております。

最後に答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の再度のお尋ねですが、まさにそのとおりだと思っていて、これまで議会からも御指摘を受けましたが、合併を持ち込めない状況であったというようなふうに私自身考えておりました。その視点は、議員おっしゃるように町民の皆様にとって一番有益な形での合併の進め方が必要だというふうに考えてきたからであります。一義的に健全化をする中で、合併論議に参加していきたいという話をしてきたのも、まさにそのとおりでありまして、メリット、デメリット、数々あると思いますが、そのビジョンをつくれるか、勉強会を通じて、今後皆様にも御報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

役場内の組織について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の御質疑にございます役場内の組織について。

今回、課の設置条例改正で農業委員会事務局を分け課長を置くことは、昨年の課の統廃合のねらいから逸脱するのではないかという御質疑にお答えを申し上げます。

今回の統廃合後の独立ということで、現在の機構上の職員負担を軽減するということを主なねらいとしております。

実質的に機構改革によって統廃合を行い、同職責の職員の厚みを増すことを目的とこれまでではしておりました。全国的に比べてみますと類似団体比率で2番目に職員数が少ない状況で、そのことが根本的な原因だと考えますが、限られた職員数でできる問題の解消の手だてであることを御理解いただきたいと切に願うところでございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

全国的に2番目に低いということではなりましたが、2番目に低いことであろうと、一番低いことであろうと、上峰は上峰でやっていかなくちやいけないと思えます。

そこで、昨年の課の統廃合は、退職者の数合わせのような課の統廃合ではなかったかと思えますけれども、その辺いかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

お答えを申し上げます。

昨年の統廃合は、その実際の退職者数と、この機構の減というものが同じでございましたので、そのように映るところもあったかと思えますが、視点としましては、その業務の連携がしやすい、そうしたところの統廃合をしながら簡素化、効率化というものを視点に統廃合をさせていただいたところでございますが、同時に職員、機構上の全体の問題もさまざまな

ところに顕著になってきているというのが現実的なところでございます。

○9番（中山五雄君）

今回の課の配置について、課の統廃合をされたこの1年において、十分に役場内の部署との審議をされたのか、それをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

この課の統廃合にかかわらず、人事に関することでは、さまざまな要素がございます。

役場内に諮ったかという意味においては、昨年の機構改革後にどういう問題の現状があるのかということを行革検討委員会という検討委員会を再び設置させていただき、答申をいただいて、それも参酌する中で今回は判断をしたところでございますが、差しさわりのあるものについては、この個人的な協議等を控えてきた部分もございまして、形式的にはそうした機構改革検討会等を通じて御意見をちょうだいした経緯はございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

先ほど町長が機構改革ということでは言われましたけど、この農業委員会を分ける理由、それをお尋ねしたい。

それと、もう町長御存じかと思えますけれども、農業委員会に関する法律というのがあると思えます。その中の第20条の中の3の「職員は農業委員会が任免する」となっておりますが、その辺はどのような考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まず、後段の御質問、任命権者の話ですけれども、協議をしながら進めていきたいと思っておりますし、また、前段の御質疑にございました、この農業委員会を分ける理由ということではございますけれども、先ほど来申しておりますように、機構上の職員負担を和らげ、かつ、さまざまな問題に対処するというのをねらいとしております。

限られた職員数であることが類団比率全国2番目に少ないということが一番の根本原因でありますので、この点についても、職員を増員していくことで問題の解消に今後も図っていくつもりでございますが、理由ということで申し上げますと、先ほど申しましたとおり、機構上の負担の軽減ということで御理解いただければと思えます。

○9番（中山五雄君）

今、町長は職員の負担を和らぐということでは言われましたけれども、その辺、意味がちょっと私はわかりませんが、具体的な説明をしてもらいたいと思えます。

それと、先ほど私はこの農業委員会等に関する法律ということで、その第20条の中の3を読みましたが、農業委員会が任免するとなっておりますが、この農業委員会の委員長に報告はされておりますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これにつきましては、機構上の今現在はさらなる独立の条例を提出するということについては、協議はしておりません。統合する際も協議はしておりません。

これは、農業委員会の皆様方との協議が必要な部分というものは、しかるべき時期に行っていきたいというふうに思っておりますが、この統合、独立に関しては、農業委員会にお諮りは、私自身はしておりません。

先ほど前段の御質疑でございますが、この職員の負担を和らげるということは、統合によって生じる問題の解消ということで、過負担に感じていたりする部分等も検討会の答申で得られていますので、過負担になる部分についての解消ということで御了解いただければと思います。

○9番（中山五雄君）

今、町長がしかるべき時期を見て説明をと言われましたけれども、これは今の議会で可決されたならば、そう決まるわけでしょう。和を保つためには、その前に説明をしておくべきじゃないですか。やることが、順番が違いやせんですか。

それと、職員を和らぐと、そいけん、どういう人をどういうふうに和らぐかわかりませんが、1年前にこうやってきて、こうこうこういうことで、だから、人で人間がいろんな——職員がいろんな形で、それができないからそっちにやるとかなんとかって、ならば、そんだけの説明をきちっと、その部署ごとの話し合いをしないと——それは町長の権限ですよ。町長の権限ですけれども、丸くおさめていくのも町長の立場でしょう。

しかるべきときに説明をと言われておりますが、その辺は、私は納得しきれません。

それと課の統廃合を1年前にあれだけ言ってやって、もう1年たったら、今度課をまたつくると、その人間和らいで、そうなったらまた課を減らすんですか。その辺をお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、農業委員会に先にそうした話をしなかったかということでございますが、私はその御意見はごもっともだとも思いますし、同時に、先に統廃合の話をしながら、それでよいかという話が議会の御議決前に漏れ伝わることを懸念しながら、最大限この議場で決まったことに重きを置いて、その後の対応が必要だというふうに考えてきたところで御理解いただきたいと思います。

次に、その人事に関することは、なかなか全体的な、まだまだ複合的な多面的な要素がございますので、この場で申し上げることは、なかなか難しいと思いますし、農業委員会の委員の皆様方にもお伝えすることは現状としては難しいかなということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長が御理解をしていただければということで言われますけれども、これは、なかなか私

は理解はできかねます。

そこで、農業委員会を分けるならば、仕事的内容的にも産業商工課をつけるべきじゃないかと、そう思います。

かなりこの組織の今度の設置は、私はちょっと矛盾があるんじゃないかなと、この設置条例での改正、これは余り——幾ら町長がその権限といっても、農業委員は農業委員会の法律がありますし、その辺の対応を全くされていないと、これは、今、私は納得できかねます。こんなやり方では——それなら、また来年は課を減らすんですかとか、また逆にふやすんですかと、その年その年で、いつもきれいごとを並べて、課の統廃合をやりました、減らしましたということ言われて、この次はふやしましたと、議会はそういうことは承認はできないと思うんですよ。その辺、答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質疑でございますが、この統廃合につきましては、さまざま問題が生じた際には臨機応変にやっていきたいと考えることと同時に、機構というものに対して、やはり議員おっしゃるように、しょっちゅう変えて、安定した仕事ができるかという視点が2つあると思います。大変私も苦慮したところであります。ここで申し上げられない話も当然ございますが、人事に関することでもございますし、統合に関することでもございます。その点は、私が町長であるということで、議員とこれまでさまざま議論を通じてはぐくんできたものを御理解いただき、どうか一任して人事につきましては御了解いただきたいと切に願うところでございます。

大変議論として答弁になっていないというふうに御理解されるかもしれませんが、この点につきましては、私自身苦慮して判断したところでございます。

○9番（中山五雄君）

もう1点言っていたんです。

農業委員会を分けるならば、仕事的内容的にも産業商工課をつけるべきではないかと、その辺の町長の考えを聞かせていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

議員の御提案を受けまして、もちろんその点も十分苦慮しながら、考えながら、考慮しながら判断したことでございます。

その仕事の効率化という意味でいえば、その視点で申し上げますと産業もあわせたとこでの統合が理想的だということもございませうけれども、そうした御意見もさまざま聞き及ぶところではあります。その点だけでの統合ということではなく、負担を軽減すると、職員負担を和らげるということ全体の意味で今回の独立というものを考えておりますので、御了解いただければと思います。

○9番（中山五雄君）

もう何回も質問して、産業商工課を農業委員会につけることはないということを町長が今言われました。私は、この課の設置条例改正については、どうしても納得できません。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で9番議員の一般質問が終わりました。

以上で一般質問のすべてが終わりました。

お諮りをいたします。ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第1号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 議案審議。

議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○町長（武廣勇平君）

所要の事情により休憩を再度お願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長のほうから休憩の要請ございましたけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○8番（吉富 隆君）

いとも簡単に休憩はできないじゃないですか。議案審議の冒頭にこういうことがあっていいのかと。議会はもう少し厳粛にするべきだと思います。何かのいろいろな問題があったときには、それは私も認めますよ。一番初めに休憩とはあり得ないでしょう。僕はそう思います。

○町長（武廣勇平君）

議案審議に入る前に再度協議をする必要があるということで、議案が……

○議長（大川隆城君）

起立して発言してください。

○町長（武廣勇平君） 続

議案が遅滞を招かないように必要があると思っております、休憩を再度お願い申し上げたいと思います。

○8番（吉富 隆君）

提案はいつされたんですか、これ。今になって議論する必要があるの。もっと計画性を持って提案はすべきだと思いますし、一遍提案したことは変えることはできないですよ。そうでしょう。変えるのに議会の議決が必要なんです。その前に議論する必要があるのかと。そう簡単にいつもかんでも傍聴人さんがおる目の前で休憩はできないでしょう。

私は議長の判断にお任せをしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

この議会のありようは、一般質問やらこの間の予算特別委員会等を経て積み重ねてきた議論がございます。その議論の中で問題点等も出てまいりますので、議案審議に入る前に再度調整をさせていただき、休憩をお願いしたいというふうに思います。

○7番（岡 光廣君）

しょっぱなから休憩というふうなことが言われておりますけれども、具体的に休憩の理由を申し述べていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

私どもも、この議案につきましては、さまざま理想的にこうあるべきだということでも申し上げてまいりましたが、この間の議論の中で理想的なものの価値観のとらえ方の違いというものも多々ございまして、再度協議を——議案審議に入る前に協議が必要だと思っております。

○議長（大川隆城君）

再度お諮りをいたします。ただいま再度協議が必要だという町長の見解が示されましたけれども、休憩につきまして御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

休憩の同意の声が多数ございましたので、暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前10時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

お諮りをいたします。ただいま町長から議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求書が提出されました。

議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第1号の撤回請求の件

○議長（大川隆城君）

追加日程第1. 議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求の件を議題といたします。

町長から議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求の件の理由の説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

今回、議案第1号、機構改革に関する議案を上程させていただいておりますが、不測の案件がございまして、皆様には協議が調わないまま上程いたしましたことを深くおわび申し上げます。撤回をさせていただきたく存じます。

○議長（大川隆城君）

補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の撤回請求の件は許可することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 議案第2号 上峰町暴力団排除条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第3号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案第3号 上峰町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第4号

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第5号

○議長（大川隆城君）

日程第6. 議案第5号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

この議案第5号につきましては、冒頭執行部からの説明等々もございました。また、議案第21号との関連もございまして、委員会でもいろいろな議論を重ねてまいりました。しかしながら、教育長の報酬を15%削減することは、私はどうしても理解ができない。なぜならば、今の予算書を見ますと140,000千円近い前年度比予算を組んでおられます。そういった中と、3月末の調整基金が4億円から5億円の間にでているように御説明をいただきました。そうしますと、教育長の給料を下げる要因がないと私は判断をしております。

もう少し詳しい御説明をお願いしたいなと思っております。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

今回の今し方申されたさまざまな事業につきましては、基準といたしまして町民が求める

ものやら、請願等で議会で取り上げていただいた件について事業実施が必要だと判断する中で、歳出的にも前回よりもボリュームが増したところは皆様御承知のとおりでございます。

私は、小康を保つ状態であると財政に関して申し上げておりますが、その中で教育長のほうから申し出がございまして、この協議の中で議案第5号のとおり15%の削減を行うというところで、予算特別委員会等で説明をさせていただいたとおりでございます。

○8番（吉富 隆君）

今、町長さんの御説明には、私は理解できないというふうに考えております。なぜならば、15%の要因というのがどこから出てくるんですか。年間90万円の削減ということになります。今、小康状態を持つ財政状況の中にあっても、当然財政が厳しいことには変わりはないと判断をします。しかしながら、平等性に欠ける、私はそう思いますよ。

例えば、役場の職員さんたちが、管理職が何%とか、議会がどれだけの削減をということと平等性があるとするならば、これは理由になるでしょう。しかしながら、そういう要因はないんじゃないんですか。これには納得しがたい。こんな提案の閉塞感を味わわせるような議案提出自体が間違っていると僕は思います。もう少し平等性を持った予算措置をしていただきたいなと思います。これについては、納得はできません。私はそう思います。

この議案審議というのは、案件、案件について議論する場でございます。しかしながら、平等性にこれだけ欠けていいのかと、何で教育長だけ15%引かれる、理由がないじゃないですか。ないでしょう。これだけ不公平なことがあっていいの、議案として上げていいのかと、私はそう考えます。よくぞ執行部の方は意見を述べなかつたなと思います。

例えば、教育長から申し出たというふうに表向きはなっているけれども、それは逆じゃないですか。例えば、教育長さんが15%引いてくいと、こういう話をしたとしても、後の問題が引きずりますよ、これ。もう少し計画性のある予算措置をしなければならぬと私は強く要望しますね。これには僕は納得できないというふうに考えておりますので、執行部の方には御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

教育長の任期というのは、いつまであるんですかね。

○総務課長（池田豪文君）

24年の10月まででございます。

○3番（橋本重雄君）

先ほど町長より、教育長からの申し出でこういうふうな議案になったということでございましたが、教育長さんの任期は10月までということであると、結局自分の任期以外も減額をす

るという形にここではなっておりますので、私は教育長さんの申し入れだったら、期間はそこまでとめなければいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

この教育長の給与というものは、個人の交代にかかわらず、教育長という職責に応じて特別職の姿勢を——私の施政方針でございます健全化と住民サービスの延伸拡充というところから財政健全化の一助となるべく申し入れがあり、教育長として財政に貢献するという姿勢を考え、1年間ということになっておるところでございます。

○3番（橋本重雄君）

教育長の任期がそこまで、例えば今度新しい教育長さんがなられたとすれば、その人の分まで最初から減額するというのは、ちょっと私は腑に落ちない分と、これは要するに教育長さんの申し出でこういうふうになったということですので、教育長さんは自分の任期の期間だけであるのが当然じゃないかと思えます。いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これは教育長の申し出と、教育長の職責に応じて、現在、吉田教育長が申し出た話でございます。健全化に資する、そうした姿勢の上峰町特別職、教育長として示されたものだと思います、1年間の上程案になっておるところでございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

教育長のカットにつきましては、前年、23年と同率ということですかね。それ以前もなされておったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

以前にも減額措置はございました。

○4番（碓 勝征君）

私は、教育長の申し出は尊重すべきということと、さらに指導主事の関係も申されておりますので、この吉田教育長の申し出については、私は尊重すべきじゃないかと、そういうふうな意見を持っております。

○9番（中山五雄君）

私も教育長の意見には賛成をしていきたい。それは、教育長が——町長が50%カット、教育長は15%カット、教育長も三役の一人です。財政が厳しいので、少しでも上峰町の役に立ちたいという気持ちから、要するに私も15%はいいですよということを言われたというふうに聞きました。

財政健全化のためにも、上峰町のためにも、私はそれは15%は納得をしておりますということで言われておりますので、私はいんじゃないかなと、そう思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

教育長さんがそういう申し出をしたということでございますが、私は逆だと思っております。

そういった中で、何事も決まり事があるんですよ。議員さんの報酬にしても、町長さんの報酬にしても、教育長さんの報酬にしても、特別職と言いながらも、条例というのがあるって、条例に基づくのが自然じゃなかですか。僕は常識だと思います。ですね。予算書にもう真つすぐ上がってないんですよ。そこら辺は行政の方はどうお考えですか。

今まで4番議員さんの言われたとおり、今まであったのかというのは、教育長もあつた、職員さんもあつた、議会も減額していた、24年度の予算には教育長だけ15%カットなんですよ。あつていいの、そういうことが。余りにも不公平じゃないですか。人それぞれの議員の皆さんもお考えはあると思いますが、やはり条例は遵守していただきたい。余りにも不公平な予算措置であると、私はそう考えます。

その辺について、教育長さん、あなたは本当に町長にされたんですか。教育長、予算特別委員会の中では、最初は違ったんじゃないですか。どれだけの時間を町長と二人割かれたんですか。どれだけ議会に迷惑かけたんですか。はっきりしなさいよ、教育長。教育長をリカバーするために言っているんじゃない。こんな不公平な予算措置は、それはあるべきじゃないですよ。

財政が厳しいからということで、皆さんがそういったカットをしてあるなら当然のことですよ。特別職にしても、あなた条例があるじゃないですか。教育長さん、あなた責任追及しますよ、そうであるならば。よかですか。そうせざるを得なくなるんじゃないですか。どれだけの時間をかけて、最終的には僕がしましたって、そんなきれいごとが通るんですかね。通らないと思うよ。

今までの議会で、執行部はどれだけ議会に迷惑かけてきたですか。今度1回、今度1回で、この議会でも2回目やなかですか。そういう議会であつていいの、執行部は。でけんでしょうもん。もう少しスムーズにいくような提案の仕方をしてくださいよ。もし、皆さんが教育長のを尊重されて15%カットって議決をされたならば、6月議会で教育長、あなたに責任追及しますよ。よかですか。これは大きな問題なんですよ、教育長さん。実際は違うでしょうが。

私はそういう理由をもって納得をできないので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第6号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第6号 上峰町福祉資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

この福祉資金の貸し付け内容、借りておられる人員と申しますか、それがわかれば教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

23年度の12月現在で9件あります。主に生活資金のほうで貸し付けております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

この貸し付けられた後の償還、返還の関係はスムーズにっておりますでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

なかなかスムーズにいていない方もいらっしゃるようで、それにつきましては、再度電話なり民生委員さんと一緒になって臨戸徴収等で行かれております。でも、なかなか償還という部分にまでは至っていない方もいらっしゃいます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

これは、生活資金は一時ということでの急場しのぎの貸し付けかと思っておりますので、償還については、きっちりと償還請求等をやっていただけるように要望しておきます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第7号

○議長（大川隆城君）

日程第8. 議案第7号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第8号

○議長（大川隆城君）

日程第9. 議案第8号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

高額療養費の貸付基金、いわゆる立てかえの形かと思えますけれども、これにつきましても同様に貸し付け内容、件数等は何件ぐらいございますでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

現在のところ1件のみの貸し付けであります。この1件につきましても、償還過ぎておるんですけれども、なかなか資金繰りの関係で未納になっておりまして、これにつきましても民生委員さん等で一緒になって催告をしている状況でございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第10号

○議長（大川隆城君）

日程第10. 議案第10号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第11号

○議長（大川隆城君）

日程第11. 議案第11号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第12号

○議長（大川隆城君）

日程第12. 議案第12号 上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第13号

○議長（大川隆城君）

日程第13. 議案第13号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第14号

○議長（大川隆城君）

日程第14. 議案第14号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第15号

○議長（大川隆城君）

日程第15. 議案第15号 上峰町固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

白濱博己君の退場を求めます。

〔税務課長退場〕

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

現税務課長と固定資産評価員という、この兼務がどうなっているのか、あるいは兼務でないのか、このあたりの説明をちょっとしていただきたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

提案理由のときの補足説明でお知らせしましたように、役割につきましては、「市町村長

の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため」、なお、また同条の第404条第2条では、「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、選任する。」ということになっていますので、選任書という形で税務課長にもひとつその評価員ということで選任されるということで御理解いただければと思います。

○5番（林 真敏君）

過去にも同じように公職につきながら評価員をされた方というのは何名かおられるわけでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

副町長が行っていたことが過去に経緯としてございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

林議員さんと同じ関連でございますが、白濱さんがなるのは適切な人事であろうと僕は思います。非常に詳しい方であって非常にいいのではなかろうかとは思いますが、例えば3月いっぱい異動というのがあるのではなかろうかと思えます。もし異動があるとするならば、税務課長という立場はなくなるわけですが、税務課長という観点からなされたのか、ないのか、お尋ねをしたい。

○総務課長（池田豪文君）

税務課長という観点からでございます。よって、今度異動がございましたら、その際にはまた評価員の御提案をさせていただくと、そういう形をとらせていただくようになります。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

そうしますと、私は今そういう状況であるとするならば、異動はないものだと、こう思っ
てよろしゅうございますかね。もし異動があるとするならば、また出すと、そういう計画性
のない提案はいかんですよ。僕はそう思いますよ。あの人は人格的にも適切な人間だと私も
評価はします。しかし、もう3月の半ばごろですので、やっぱり町長さんの腹の中はもう決
まっているものと思っております。それは、総務課長さんとも御相談されて人事異動され
ると思しますので、やっぱりそこら辺については疑問を若干持ちますよね。僕は、ぜひとも異
動は避けていただきたい。あの人は適切な人間だと思っておりますので、また違う人とい
うことになる、これは疑問ですよ、今の時点では。そういうふうを考えますので、御理解を
いただきたいというふうに思います。

○総務課長（池田豪文君）

24年度の賦課の決定につきまして3月31日付で決定されるようになります。それで、そ

の3月31日付といたしますと、そのときの税務課長のほうがその職についておりますので、白濱博己ということでございます。

また、来年度の分については、来年の3月31日をもって平成25年度の課税の賦課が決定いたしますので、そういう仕組みになっておりますものですから、現税務課長の白濱博己ということで選任同意をお願いしているところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

そうしますと、固定資産評価員の任期というものがあると思いますよね、任期が。白濱課長さんにおかれては、4月1日からということになるのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

議会の同意を得たときからということで、任期はございません。それで、その任期につきましては町長のほうが権限を持っておりまして、職を離れたときに任期を外すことができるということで解釈しております。

○8番（吉富 隆君）

例えば異動があったとしても、かえなくて済むのではないのかというふうに僕は思います。

異動があったら、また提案をし直すということで御答弁をいただいておりますが、そんな必要性があるのかなと思います。やっぱりあの人にしてはいい人材だと僕は思うので、そこら辺が若干私の気持ちとしては残るわけですので、そこら辺については町長さん、御理解をいただきたいなと思います。

ぜひともそういうふうな形をとっていただければ、また提案する必要もないだろうと思いますので、そういった面については配慮を町長さんしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

しばらくお待ちください。白濱博己君の入場を認めます。

〔税務課長入場〕

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

日程第16 議案第16号

○議長（大川隆城君）

日程第16. 議案第16号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第22号

○議長（大川隆城君）

日程第17. 議案第22号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第18 議案第23号

○議長（大川隆城君）

日程第18. 議案第23号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第19 議案第24号

○議長（大川隆城君）

日程第19. 議案第24号 平成24年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第20 議案第25号

○議長（大川隆城君）

日程第20. 議案第25号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第21 諮問第1号

○議長（大川隆城君）

日程第21. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後1時36分 散会